

各都道府県の防災に関する基本的な条例の制定状況について

About the establishment situation of the basic regulations in conjunction with the disaster prevention of each prefectures

小林毅史¹

Tsuyoshi KOBAYASHI¹

¹ 明治大学大学院政治経済学研究科大学院生

Graduate Student, Graduate School of Political Science and Economics, Meiji University

Each prefectures formulate emergency preparedness action plans based on the Basic Act on Disaster Control Measures and the Basic Plan for Emergency Preparedness. On the other hand, movement to establish the basic regulations in conjunction with the disaster prevention spreads, and the disaster prevention basics regulations are established places now in the prefectures of the majority. We confirmed the regulations on the homepage of each metropolis and districts and investigated it.

Keywords : regulations, administrative approach,disaster prevention

1. 研究の目的

各都道府県においては、災害対策基本法の法体系をベースに地域防災計画を策定し防災行政の整備推進を図っているところである。一方で、1971(昭和 46)年に東京都が震災予防条例を制定して以降、特に 1995(平成 7)年の阪神・淡路大震災を経てからは、他の道県においても防災に関する基本的な条例（以下「防災基本条例」という。）を制定する動きが広がってきており、今や過半数の都道府県で防災基本条例が制定されたところである。本研究では、これらの条例がどのような特徴を有しているのか、条例の目的や理念は何か、また、目的を解決するための政策手法は何かについて分析を行う。

2. 研究方法

本稿では、各都道府県のホームページや例規集から「防災」や「災害」をキーワードに検索して得られた条例のうち、法律や政令の委任を受けずに制定された条例について比較を行った。調査の概要は表 1 である。

表 1：災害基本条例に関するホームページ調査の概要

調査対象	47 都道府県
調査時点	2014 年 3 月 31 日時点
調査日	2014 年 8 月 26 日
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県における防災基本条例の制定状況の把握 ・ 防災基本条例の目的、基本理念、政策手段の分析

3. 各都道府県の防災条例の分析

(1) 防災基本条例の制定状況

図 1 は、防災基本条例を制定した都道府県（以下「県」という。）の数である。2014(平成 26)年 3 月 31 日時点では、過半数を超える 25 の県で条例を制定している。

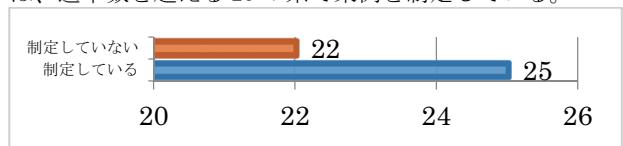


図 1：防災基本条例の制定状況

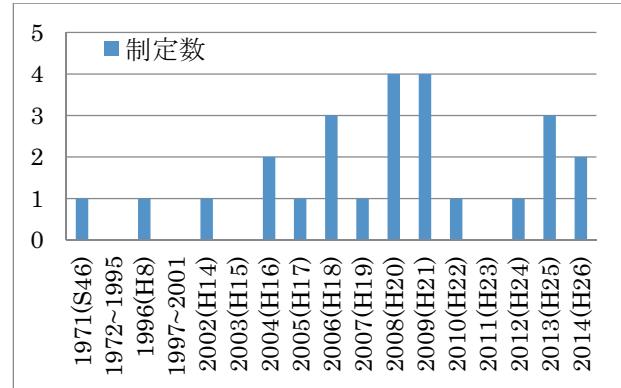


図 2：年別防災基本条例の制定状況

また、図 2 は、年別に防災基本条例を制定した状況を表したものである。最も早く制定したのが東京都であり、1971(昭和 46)年に東京都震災予防条例を制定した。その後、1996(平成 8)年に静岡県、2002(平成 14)年に埼玉県と続く。2004(平成 16)年以降は、2011(平成 23)年を除き毎年いずれかの県で条例を制定している。

これらの防災基本条例の制定の契機について、条例の前文を確認すると、1995(平成 7)年の阪神・淡路大震災や 2011(平成 23)年の東日本大震災などの地震のほか、2004(平成 16)年の台風等による風水害の被災を挙げるところがあった。さらに、今後発生が予想される東海、東南海、南海地震、南海トラフ地震等に備えようとするものがある。

従って、いまだ制定していない県においては、今後発生が予想される災害に備えて、①法令の影響や②被災経験の有無が防災基本条例制定の契機になるものと考えられる。しかし、かつて震度 7 を記録した県である兵庫県や新潟県では防災基本条例を制定していない。この要因については今後の課題としたい。

また、防災基本条例の制定状況をまとめたのが表 2 及び図 3 である。表 2 のうち、網掛けの県が地震を、それ以外の県は災害全般を対象とした条例構成となっている。括弧書きは、条例の全部改正を行った県である。なお、三重県は、2009(平成 21)年の条例の全部改正により、対

表 2：年別防災基本条例制定状況

年	都道府県名	年	都道府県名
1971	東京	2008	宮城、和歌山、岡山、高知
1996	静岡	2009	北海道、鳥取、広島、大分、(三重)
2000	(東京)	2010	岩手
2002	埼玉	2012	徳島
2004	愛知、三重	2013	千葉、神奈川、長崎
2005	岐阜	2014	栃木、奈良
2006	香川、愛媛、宮崎		
2007	鹿児島	計	25 都道県(全部改正 2 都県)

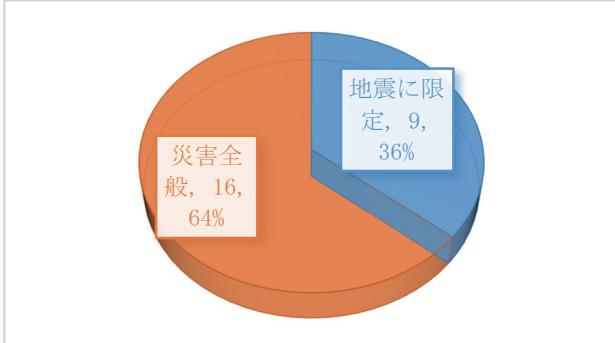


図3：対象とする災害の類型

象とするものが地震から防災全般へと広がった。

防災基本条例を定める県のうち、9県が地震を、16県が災害全般を対象としている。地震以外の災害に限定したものはない。防災基本条例の制定が早いほど防災基本条例の対象を地震に限定している傾向がある。

しかし、対象を地震に限定するか、災害全般を対象にするかについては、各地域において実情が異なるため、ここでは深く立ち入らない。むしろ、条例の制定により何を達成するかが重要であると考えるため、次に、条例の目的、基本理念について分析を行う。

(2) 防災基本条例の目的、基本理念

図4は、防災基本条例における県の直接の目的を、図5は基本理念を定めた17県の状況を示した。

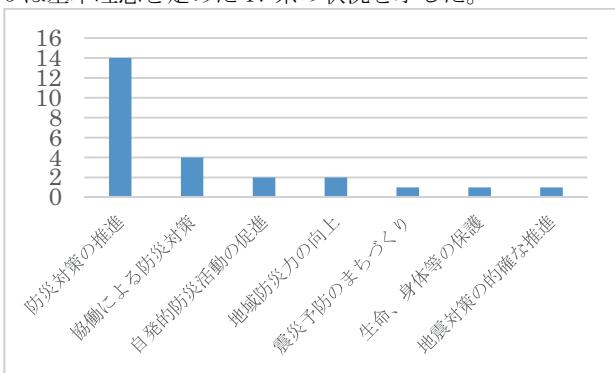


図4：防災基本条例の目的

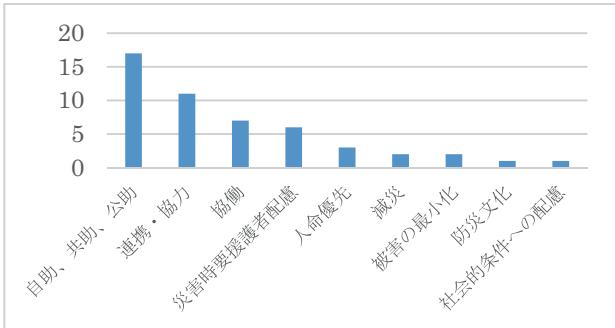


図5：防災基本条例の基本理念

目的の中で最も多かったのは「防災対策の推進」の14県であり、「協働による防災対策」の4県である。また、基本理念を定めるすべての道県において「自助、共助、公助」について規定している。条例の目的と合わせて考えると、それぞれが役割を分担し、防災対策を進めることを求めていることを示している。

(3) 防災基本条例の政策手法

それでは、防災基本条例の目的や基本理念を達成するために、各県では、どのような政策手法⁽¹⁾を取り入れているか、条例をもとに確認する。

図6が、防災基本条例において、どのような政策手法を取り入れているかを示したものである。

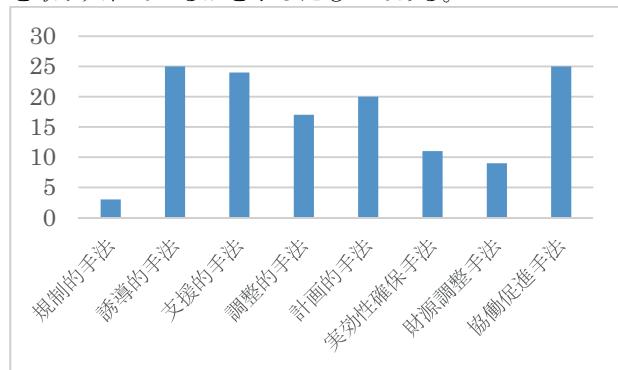


図6：防災基本条例における政策手法

防災基本条例を定める25県のうち、望ましい行為を行うよう呼びかける普及啓発といった誘導的手法、県ごとに内容は異なるが住民等と連携するといった協働促進手法については、すべての都道県で規定されている。また、市町村や自主防災組織への助言などの支援的手法も多く多くの県で規定されている。

一方で、立ち入り調査や防災対策等の進捗を公表など実効性確保手法は11県、財政上の措置について努力義務を課すなどしている財源調整手法は9県、住民等に義務を課す規制的手法については3県で規定されている。

住民に義務を課す規制的手法などは、防災対策においても有用な手法であると考えられるが、現段階では、ほとんどの県において義務を課す条例とはなっていない。

4. まとめ

本稿では、都道府県における防災基本条例について、これらの条例がどのような特徴を有しているのか、条例の目的は何か、また、目的を解決するためにどのようにことを行なうかを確認してきたところである。

現在、過半数の県で防災基本条例を制定していること、防災対策の推進を目的とし、また、自助・共助・公助を理念に掲げる自治体が多いことが明らかとなった。

さらに、これらの目的や基本理念を達成するために、誘導的手法や協働促進手法、支援的手法を取る自治体が多い一方、規制的手法などを取る自治体は少ないことがわかった。

条例を制定することで、議会はもちろん、住民や企業からの意見を集約するなど、地域全体の取組となる。しかし、条例の目的、理念を達成するためには、誘導的手法、協働促進手法だけでなく、規制的手法なども検討していく必要があるのではないか。この点については今後の課題としたい。

参考文献

磯崎初仁：自治体政策法務講義、2012年12月 pp113-124